

公共交通「鳥撮(とっとり)」キャンペーン業務仕様書

1 業務の名称

公共交通「鳥撮(とっとり)」キャンペーン

2 概要

鳥取県は自家用車中心の社会であり、公共交通機関の利用は減少傾向にある。しかし、公共交通は地域社会の生活を支える重要なインフラであり、地域住民への公共交通の利用へとつなげる魅力発信が必要である。そこで、公共交通に関連したキャンペーンを実施し、公共交通の利用を思い出作りの手段・目的としてもらい、実際の公共交通利用のきっかけづくり・利用増加・発信へつなげる。

3 委託契約期間

契約締結日から令和7年2月28日まで

4 キャンペーン内容

SNS を活用した写真投稿キャンペーン。キャンペーンの名称は「公共交通鳥撮(とっとり)キャンペーン～列車・バスでいった旅の思い出フォトコンテスト～」とする。その他キャンペーン概要は次のとおり。

対象：鳥取県内で公共交通（列車・バス・タクシー）を利用した方

参加要件：バス・鉄道・タクシーを利用して訪れた場所・訪れた先で体験したこと・車体自体等、公共交通に乗って訪れたお出かけの思い出に関する写真を、Instagram 又は X（旧 Twitter）にて投稿してもらう。

必ず1枚は、鉄道・バス・タクシー車内から撮った車窓の写真や切符等、乗車を証明できる写真を入れる。

フォトコンテストでは投稿の1枚目が審査対象

フォトコンテストでは公共交通に関係する写真であれば車内から撮影した写真は問わない。

特定のハッシュタグ（受注者が指定する）のついたコメントを参加への意思表示とみなす。

参加賞：投稿した方の中から、抽選で100名にQUOカードPay1,000円分（SNSのDMにて送付）

フォトコンテストの賞品：会長賞、バス賞、鉄道賞 賞品は鳥取県の特産物
約10,000円分（送料込み）×3名

応募期間：令和6年11月中旬～令和7年1月31日

5 委託内容

・キャンペーンに関する広告宣伝（ポスター、チラシ、情報誌、Instagram 上での広告）

ポスター：A2サイズ、カラー、片面、150枚

チラシ：A4サイズ、カラー、片面1，000枚

情報誌等：3回、1回につきA6サイズ程度の広告、発行元は問わない。

Instagram：計20万回程度

・デジタルフォトフレーム配信

県内駅・バスターミナル等6か所に掲示、各所で違う絵柄のフォトフレームを配布

QRコードの掲示により配布し、スタンプラリーの仕組みは無し

県内を走る列車やバスをモチーフとしたデザインとする

・応募作品の集計

・キャンペーン専用のInstagramアカウント運営

(投稿内容は協議会事務局と適宜相談)

・参加賞当選者への連絡と参加賞の手配・送付

参加賞：QUOカード1，000円分を100名に贈呈

・フォトコンテスト入賞者への連絡と賞品の手配・送付

賞品：鳥取県の特産品約10，000円分を3名に贈呈

・その他必要な業務は協議会事務局と協議し決定する。

6 完了報告

業務完了後20日以内又は令和7年2月28日のいずれか早い日までに完了報告書を提出しなければならない。

7 再委託の禁止

ア 受注者は、協議会事務局の承認を受けずに、再委託をしてはならない。

イ 県は、次のいずれかに該当する場合は、前項の承認をしないものとする。ただし、特段の理由がある場合はこの限りでない。

(ア) 再委託の契約金額が業務委託料の額の50パーセントを超える場合

(イ) 再委託する業務に本業務の中核となる部分が含まれている場合

ウ 受注者は、アの承認を受けて第三者に再委託を行う場合、再委託先にこの契約に基づく一切の義務を遵守させるとともに、発注者に対して責任を負わせるものとする。

8 その他

- (1) 本業務の実施に当たっては、発注者と連携を密にし、内容について協議すること。
- (2) 受注者は、本業務により生ずる権利又は義務を第三者に譲渡し、若しくは継承させ、又はその権利を担保の目的に供してはならない。ただし、予め発注者の承認を得た場合は、この限りでない。
- (3) 個人情報については、別記「個人情報・死者情報の取扱いに係る特記事項」（以下「特記事項」という。）により適正に管理し、本業務の履行上知り得た事実を他人に漏らしてはならない。
- (4) 本業務の履行に当たって知り得た秘密を漏らしてはならない。

- (5) (3) 及び (4) の規定は、本業務に係る業務期間の満了後又は契約解除後も同様とする。
- (6) 本業務における成果物（中間成果物を含む。）については、当該業務においてのみ使用することとし、これらを蓄積したり、他の目的に使用したりしてはならない。
- (7) 本業務において作成された物品およびデザインの著作権および著作権は発注者に帰属する。
- (8) 発注者は、必要があると認めるときは、本業務の処理状況について調査し、受注者に対して報告を求めることができる。この場合において、受注者は、これに従わなければならない。
- (9) 本仕様書を遵守するために要する経費は、全て受注者の負担とする。
- (10) 本仕様書に係る詳細内容及び本仕様書に定めのない事項については、発注者及び受注者の協議により決定する。

別記

個人情報・死者情報の取扱いに係る特記事項

(基本的事項)

第1条 乙は、この契約による業務（以下「業務」という。）を行うに当たっては、個人の権利利益を侵害することのないよう個人情報（個人情報の保護に関する法律（平成15年法律第57号）第2条第1項に規定する個人情報をいう。以下同じ。）を適正に取り扱わなければならない。

(秘密の保持)

第2条 乙は、業務に関して知り得た個人情報を他に漏らしてはならない。

2 乙は、業務に従事している者又は従事していた者（以下「従事者」という。）が、当該業務に関して知り得た個人情報を他に漏らさないようにしなければならない。

3 前2項の規定は、この契約が終了し、又は解除された後においても、同様とする。

(目的外保有・利用の禁止)

第3条 乙は、業務の目的以外の目的のために、業務に関して知り得た個人情報を保有し、又は利用してはならない。

(第三者への提供の禁止)

第4条 乙は、甲の承諾があるときを除き、業務に関して知り得た個人情報を第三者に提供してはならない。

(再委託等の禁止)

第5条 乙は、業務を第三者（乙の子会社（会社法（平成17年法律第86号）第2条第1項第3号に規定する子会社をいう。）を含む。）に委託し、又は請け負わせてはならない。ただし、あらかじめ甲が書面により承諾した場合は、この限りでない。

2 前項ただし書の場合、乙は、この契約により乙が負う個人情報の取扱いに関する義務を前項の第三者（以下「再委託先」という。）にも遵守させなければならない。この場合において、乙は、再委託先における個人情報の取扱いを管理し、監督しなければならない。

(個人情報の引渡し)

第6条 業務に関する甲乙間の個人情報の引渡しは、甲が指定する方法、日時及び場所で行うものとする。

2 乙は、業務を行うために甲から個人情報の引渡しを受けるときは、甲に対し当該個人情報を預かる旨の書面又は電磁的記録を交付しなければならない。

(複製・複写の禁止)

第7条 乙は、甲の承諾があるときを除き、業務において利用する個人情報（業務を行うために甲から引き渡され、又は乙が自ら収集した個人情報をいう。以下同じ。）を複写し、又は複製してはならない。

(安全管理措置)

第8条 乙は、業務において利用する個人情報を取り扱うに当たり、甲と同等の水準をもって、当該個人情報の漏えい、滅失、毀損又は不正な利用（以下「漏えい等」という。）の防止その他の当該個人情報の安全管理のために必要かつ適切な措置を講じなければならない。

(事故発生時における報告)

第9条 乙は、業務において利用する個人情報の漏えい等の事故が生じ、又は生ずるおそれがあることを知ったときは、当該事故の発生に係る乙の責めに帰すべき事由の有無にかかわらず、直ちに甲に対し報告し、その指示に従わなければならない。

2 甲は、業務において利用する個人情報の漏えい等の事故が発生した場合は、必要に応じて当該事故に関する情報を公表することができる。

(個人情報の返還等)

第10条 乙は、この契約又は業務の終了時に、業務において利用する個人情報を、直ちに甲に対し返還し、又は引き渡すものとする。

2 前項の規定にかかわらず、この契約又は業務の終了時に、甲が別に指示したときは、乙は、業務において利用する個人情報を廃棄（消去を含む。以下同じ。）するものとする。この場合において、乙は、個人情報の廃棄に際し甲から立会いを求められたときは、これに応じなければならない。

3 乙は、業務において利用する個人情報を廃棄する場合は、当該個人情報が記録された電磁的記録媒体の物理的な破壊その他当該個人情報の判読及び復元を不可能とするために必要な措置を講じなければならない。

4 乙は、業務において利用する個人情報を廃棄したときは、廃棄した日時、担当者、方法等を記録するとともに、甲の求めに応じて、当該記録の内容を甲に対し報告しなければならない。

(定期的報告)

第11条 乙は、甲が定める期間ごとに、この特記事項の遵守状況について書面で報告しなければならない。第5条第1項ただし書により再委託先がある場合も、同様とする。

(監査)

第12条 甲は、業務において利用する個人情報の取扱いについて、この特記事項の遵守状況を検証し、又は確認するため、乙（再委託先があるときは、再委託先を含む。以下この条において同じ。）に対して、実地における検査その他の監査を行うことができる。

2 甲は、前項の目的を達するため、乙に対して、必要な情報を求め、又は業務に関し必要な指示をすることができる。

(損害賠償)

第13条 乙の責めに帰すべき事由により、乙が個人情報の保護に関する法律、鳥取県個人情報保護条例（令和4年鳥取県条例第29号）又はこの特記事項の規定の内容に違反し、又は怠ったことにより、甲に対する損害を発生させた場合は、乙は、甲に対して、その損害を賠償しなければならない。

2 乙又は乙の従事者（再委託先及び再委託先の従事者を含む。）の責めに帰すべき事由により、業務において利用する個人情報の漏えい等の事故が発生した場合は、乙は、これにより第三者に生じた損害を賠償しなければならない。

3 前項の場合において、甲が乙に代わって第三者の損害を賠償したときは、乙は遅滞なく甲の求償に応じなければならない。

(契約解除)

第14条 甲は、乙が個人情報の保護に関する法律、鳥取県個人情報保護条例又はこの特記事項の規定の内容に違反していると認めたときは、この契約の全部又は一部を解除することができるものとする。

(死者情報の取扱い)

第15条 乙が業務を行うために死者情報（鳥取県個人情報保護条例第2条第1項第6号に規定する死者情報をいう。以下同じ。）を利用する場合における当該死者情報の取扱いについても、第2条から前条までと同様とする。

(注1) 甲はみんながのりたくなる公共交通利用促進協議会、乙は受注者（受託者）をいう。